軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書				申告の理由			種	別					第三	
(原動機付自転車・小型特殊自動車)			新規	変 更	原	原動機付自転車		小型特殊自動車	標識番号	桐生市		+		
(あて先)桐生市長				□ 購入 □ 譲受け □ 転入 □ その他 (□使用者 □住所 □標識番号 ○ その他 (□ 第一種 一船	は定格出力0. は原付 かつ最高出力4 を原付(0.6kw以 0.09L以下又は	1.0kw以下) 下) 0.8kw以下)	□ 農耕作業用 □ その他 ()	納税義務発生年 月日	令和 年	月	日相対	
所有者	住 所 又は	-		所 ²	有形態	1. 自己所 5. その他		権留保 3. 商品車 4. リース車)						
	所在地	桐生市					主たる定置場 1. 左記所有る ※()内は旧主たる		「有者の住所又は 所	在地と同じ ()		
	(フリガナ) 氏名 又は 名称 生年月日			定置	定置場所在の		î	()				
告	生年月日	明·大·昭·平·令 年	話番号		車		名	型式	型式及び年式		原動機の型式番号			
報告)義務者使 用 者	住所		月 日電	THE H 19						型 年式				
	又は 所在地	□ 所有者と同じ 桐生市				車台番号		型式	型式認定番号		総排気量又は定格出力 CC L			
	(フリガナ) 氏名 又は 名称	名 □ 所有者と同じ ば □ 所有者と同じ						長さ		最高速度		最高出力		
	生年月日	明·大·昭·平·令 年	月 日電	話番号			上記	cm	cm		km/h		kw	
届出者	住 所 又は 所在地 (フリガナ) 氏 又 名 ス な 称 生年月日	□ 所有者と同じ□ 使用者と同じ□ 所有者と同じ□ 使用者と同じ明・大・昭・平・令年	販譲 売渡	□ 第一種 一般原付 (0.05L以下又は定格出力0.6kw以下) □ 第一種 一般原付 (0.125L以下かつ最高出力4.0kw以下) □ 第一種 特定原付(0.6kw以下) □ 第二種 乙(0.09L以下又は0.8kw以下) □ 第二種 甲(0.125L以下又は1.0kw以下) □ ミニカー										
係使用欄			!	本人確認書類			住所又は	所在地		令和	年 月	日		
	受 付 印			証	明書	氏名又は	名称							
			□その他 (] その他 ()			電話番号							

第33号の5様式記載要領

- 1 この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車1台ごとに作成すること。
- 2 「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当箇所の□ (チェック欄)にレを記入すること。なお、「種別」の欄については、 該当箇所の□ (チェック欄)のいずれか1つにのみレを記入すること。
- 3 「納税(申告・報告)義務者」の欄には、所有者と使用者が同じである場合は、所有者欄のみを記入すること。
- 4 「納税(申告・報告)義務者」の欄の「住所又は所在地」には、都道府県、市町村名、番地まで記入すること。 また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、ビル等の名称のほかに棟号数、室番号又は ○○様方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。
- 5 「届出者」の欄には、申告に来た者が納税義務者以外の者である場合に記入すること。
- 6 「所有形態」の欄については、該当項目を○で囲むこと。 また、「5. その他」に該当する場合には、()内にその詳細を記入すること。
- 7 「主たる定置場」の欄には、申告の際の主たる定置場が所有者の住所又は所在地と同じである場合については1を○で囲み、 それ以外の場合については2の欄にその住所又は所在地を具体的に記入すること。 また、変更の申告の場合については、()内に旧主たる定置場所在の市町村名を記入すること。
- 8「長さ」、「幅」及び「最高速度」の欄は、特定原付の申告時のみ記入すること。
- 9 「最高出力」の欄は、総排気量0.125L以下かつ最高出力4.0kw以下の一般原付の申告時のみ記入すること。
- 10 「販売・譲渡証明書」の欄には、申告に係る原動機付自転車又は小型特殊自動車を販売又は譲渡をした者が、該当箇所の □(チェック欄)にレを記入し、その者の住所又は所在地、氏名又は名称並びに電話番号を記入すること。なお、証明の 年月日については、その販売又は譲渡が行われた日を記入すること。
- 備考 申告者・報告者にあっては、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであって、 次に掲げる要件の全てに該当するものでなければ、特定小型原動機付自転車に該当しないものであることに留意すること。
 - ・ 原動機の定格出力が0.6キロワット以下であること。
 - ・ 長さ1.9メートル以下、幅0.6メートル以下であること。
 - ・ 最高速度が20キロメートル毎時以下であること。